

2024年度 第3回 あいち森と緑づくり委員会

次 第

日 時：2025年3月19日（水）

14時から15時30分まで

場 所：愛知県庁本庁舎 6階 正庁

1 開会

2 議題

- (1) あいち森と緑づくり税と森林環境譲与税について . . . 資料1
- (2) 2024年度事業実績及び2025年度事業計画について . . . 資料2
- (3) 事業地調査による専門的助言等について . . . 資料3

3 その他

4 閉会あいさつ

【配付資料】

- 次第、委員名簿、配席図、開催要綱
- 委員会資料：資料1、資料2、資料3

あいち森と緑づくり委員会委員名簿

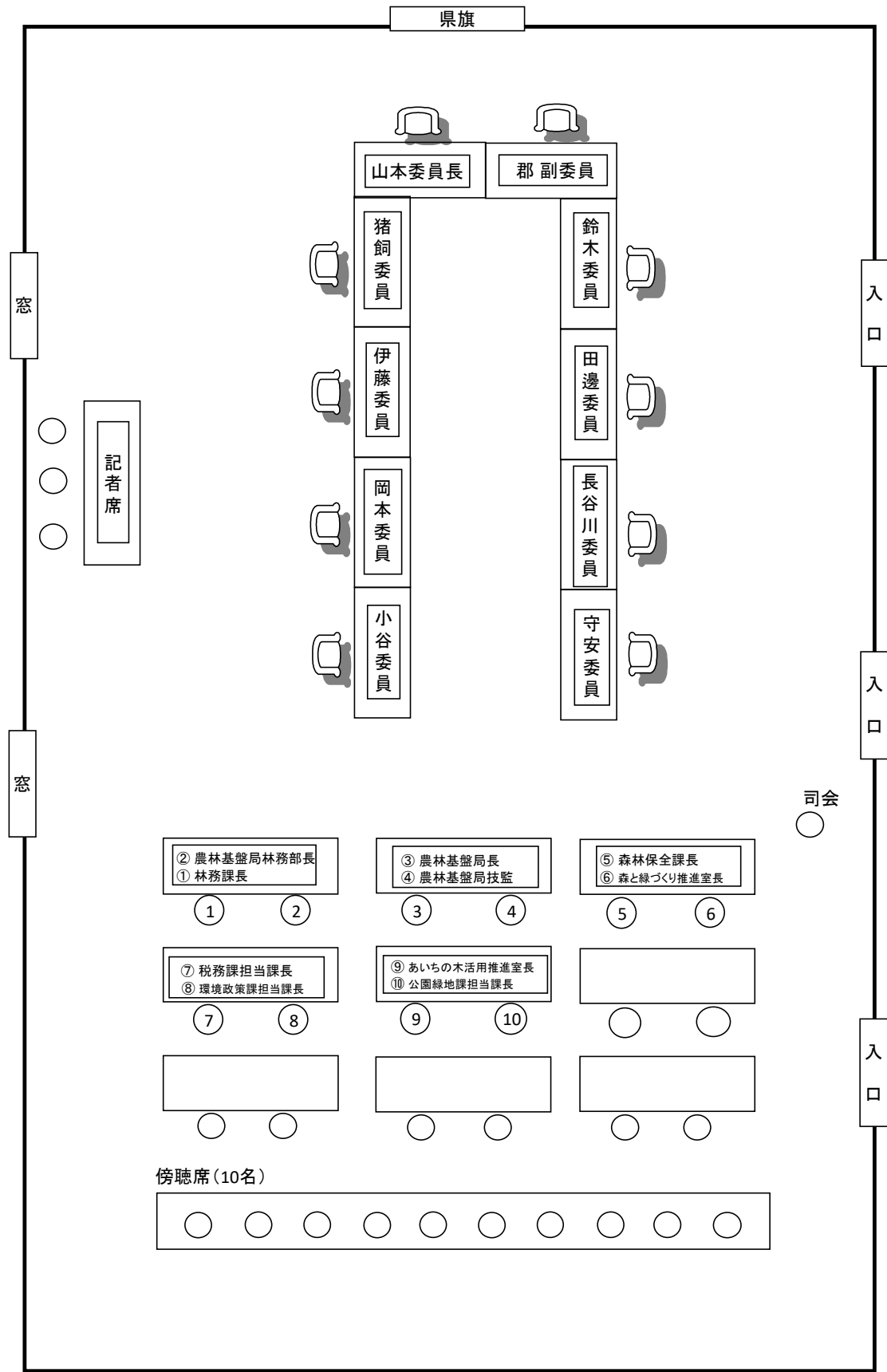
(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属 ・ 役 職 等
い かい ゆ み こ 猪 飼 由 美 子	公募委員
い とう み 伊 藤 た ま 眞	グリーンアドバイザーあいち 代表
おかもと あ き こ 岡 本 明 子	公募委員
こおり ま り 郡 麻 里	名古屋経済大学 准教授
こたに あ ゆ み 小 谷 亜 由 美	名古屋大学 准教授
す ず き けんいち 鈴 木 建 一	公募委員
た な べ かずよし 田 邊 一 吉	農林業
は せ が わ やすひろ 長 谷 川 泰 洋	名古屋産業大学 准教授
もりやす ゆ う こ 守 安 悠 子	特定非営利活動法人もりの学舎自然学校 理事
やまもと かずきよ 山 本 一 清	名古屋大学 教授

【第9期任期：2024年6月20日～2026年6月19日】

2024年度 第3回 あいち森と緑づくり委員会
配 席 図

2025年3月19(水) 14時から
愛知県庁 本庁舎 6階 正庁



あいち森と緑づくり委員会開催要綱

(目的)

第1条 森と緑が有する公益的機能の維持増進のために実施する森林、里山林及び都市の緑の適正な整備及び保全に関する施策（以下「あいち森と緑づくり事業」）の透明性の確保を図り、あいち森と緑づくり基金条例（平成20年愛知県条例第5号）に規定するあいち森と緑づくり基金（以下「基金」という。）の適正な運用を図るとともに、あいち森と緑づくり事業を効果的に推進するため、あいち森と緑づくり委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 委員会の委員はあいち森と緑づくり事業を効果的に推進するため、次の事項について意見を述べる。

- (1) あいち森と緑づくり事業の計画に関すること。
- (2) あいち森と緑づくり事業の進捗、実績の評価に関すること。
- (3) その他、あいち森と緑づくり事業の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、有識者その他適当と認められる者（公募により選任された3名以内を含む）から、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の再任は、妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席又は意見を求めることができる。
- 3 委員長は、会議を開催するにあたり、やむを得ない理由により会議を開くことが困難な場合は、書面により意見を徴することができる。

(会議の公開等)

第6条 委員会は原則として公開とするものとする。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りではない。

- (1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報に該当する情報を含む案件を検討する場合。
- (2) その他委員会が非公開とする旨を議決した場合。
- (3) 前条第3項によるとき。

- 2 会議の傍聴方法については別途定める。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、愛知県農林基盤局林務部森林保全課内に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

- 2 会議録及び会議資料は、10年間保存する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月18日から施行する。

(第1回目の委員会)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、第1回目の委員会は愛知県農林基盤局長が招集する。

附則

この要綱は、平成24年6月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年6月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。